



学校における「働き方改革」についてご理解願います

近年、学校における「働き方改革」について、新聞等で報道されていること
はご存知と思います。保護者の皆さま、地域の皆さまにもご理解いただきたく、
このことについて取り上げます。



労働基準法では、時間外労働（休日労働は含まず）の上限は、原則として、
月 45 時間・年 360 時間とされています。また、過労死ラインが月 80 時間とされています。

「働き方改革」は、*2014 年の OECD による「国際教員指導環境調査」で、日本の中学校教
員の勤務時間が 1 週間で 53.9 時間と、参加国中ワースト 1 位だったことがきっかけでした。さら
に、文部科学省による「教員勤務実態調査」で、自宅残業を含めた時間外労働が月 80 時間以
上の教員が、小学校では 57.8%、中学校では 74.1%にも上りました。トイレに行く時間も取れ
ないほどの過密な業務状況を是正し、教員の心身の健康を守るために、国も動き出したのです。

※VIEW21 教育委員会版 2018vol.1「なぜ働き方改革？まず何に着手すべき？」妹尾昌俊より引用

今年 3 月 31 日に文部科学省から、働き方改革に関する取組や時間外在校等時間の状況は改善
傾向にあるものの、長時間勤務の先生も依然多く、取組を更に加速するよう通知がありました。

さて、尾花沢市内の小中学校の先生方の勤務状況に目を向けてみますと、1 カ月あたりの時間
外労働は右の表のようになっており、厳しい状況
にあることが分かります。また、令和 4 年度の 80
時間を超えた先生の延べ人数は、小学校 13 名、
中学校 14 名でした。

	令和 3 年度	令和 4 年度
小学校	40.13 時間	37.12 時間
中学校	41.59 時間	40.21 時間

先生方が心身の健康を損なわないように、仕事の質的転換を図るとともに、子
供たちに接する時間を十分に確保し、総合的な指導を持続的に行うことのできる
状況をつくり出すことへの理解が、学校関係者だけでなく社会全体に求められて
いるのです。



2017 年に文部科学省が公表した「学校における働き方改革における緊急対策」では、学校や
先生の仕事が、次のように整理されました。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、 必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、 負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間における見回り、 児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整	⑤調査・統計等への回答 ⑥児童生徒の休み時間における対応 ⑦校内清掃 ⑧部活動	⑨給食時の対応 ⑩授業準備 ⑪学習評価や成績処理 ⑫学校行事の準備・運営 ⑬進路指導 ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応

このうち、次号では、主に⑤⑨⑩⑪⑫の仕事を対象
として、市内 4 校に配置されている教員業務支援員に
ついて紹介させていただきます。

【担当】尾花沢市教育委員会こども教育課
教育指導室長 工藤 雅史
TEL 23-3330